

令和元年 8 月

南大隅町農業委員会  
定例総会 議事録

令和元年 8 月 27 日（火曜日）

令和元年8月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和元年8月27日(火曜日) 午後4時00分～午後5時00分

2 開催場所 南大隅町本庁 会議室

3 (1) 出席委員(11人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	2番	富 田 良 成
〃	3番	北 之 口 洋 一
〃	5番	淵 脇 耕 二
〃	6番	溝 田 耕 一
〃	7番	東 山 崎 勝 一
〃	8番	田 淵 哲 朗
〃	9番	松 山 和 子
〃	10番	徳 留 徳 次
〃	11番	後 藤 望
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 里中 義郎  
事務局主幹 戸島 和則  
事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第87号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第88号 非農地証明願いに係る証明について

議案第89号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

## 6 会議の概要

議長： ただいまから、令和元年8月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。  
本日の定例会の出席委員は11名です。1番、吉永委員から欠席の届けがありました。  
よって12名中11名の出席ですので、総会は成立しております。  
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名  
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、12番の横原委員と2番の富田委員の両名を指名します。  
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。  
議案第87号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
許可申請は2件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 2ページをお開きください。農地法第3条の許可申請でございますが、所有権の移転  
に関するものが2件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第87号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該  
当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

12番： はい。

議長： 横原委員どうぞ。

12番： 12番、横原です。8月20日に吉田推進委員と私と譲受人の〇〇氏の立会いの下、現  
地を調査しました。現地は、〇〇より南西に車で5分ぐらいのところであり、申請人の  
〇〇氏の畜舎に隣接するところにあります。1年前から譲渡人の〇〇氏と譲受人の〇〇  
氏との間で利用権設定がされ、現在、〇〇氏が採草地として利用されておりました。調査  
の意見としまして、譲渡人の方から購入を勧められ、今回の申請となり現地も採草地と  
して利用されており、利用権設定もすでに合意解約されていることから、何ら問題はな  
いと思われまます。審議方、よろしく願いいたします。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
ご意見等ありませんか。推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見  
などありましたら、出していただきたいと思ひます。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 今回の受付番号1番については、面積が10,958㎡となります。10,000㎡を超えた場合、国土利用計画法という法律に基づき、売買をする場合には届出が必要となっております。この手続きについては、企画課の方で受付をするものでありまして、その事前打ち合わせが〇〇氏と企画課の方で進められております。本日の承認をもって契約がされた場合に、改めて手続きをされるということになります。以上です。

議長： 皆様の方から、何かございませんか。

議長： ご意見ございませんか。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第87号、受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第87号、受付番号1番は許可することに決定いたします。

議長： 次に議案第87号、受付番号2番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 6ページをお開きください。

(議案第87号 受付番号2番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願いたします。

議長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

8番： はい。

議長： 田淵委員どうぞ。

8番： 8番、田淵です。申請人の〇〇は〇〇在住のため、連絡調整がうまく取れず、8月21日に田島推進委員と二人で調査をしました。場所は〇〇の北側で、〇〇下の南北に細長い土地です。ここは10数年来、放置された土地でクズや雑木が生茂り、中にはビニールハウスの鉄パイプが見えている状態です。周囲は東側に茶畑が広がっており、甘藷畑や西側には果樹園があります。申請地の西隣は、〇〇が管理する土地がありまして、ここには半分程度、柑橘類が植えてあります。調査の意見としまして、申請地は手を付けられないほどの荒地ですが、〇〇が柑橘園として整備されれば、元通りの農地に復旧され、問題はないものと考えれます。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

11番： よろしいですか。

議 長： 後藤委員どうぞ。

11番： 11番、後藤です。この〇〇さんは、この辺りの土地を最近、多く購入されてきていると思いますが、実際のところ、新しいハウスを建てているとか苗を植えるとか何か始まっているのですか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 先ほど、田淵委員の方から調査の意見でもありましたとおり、7ページの地図の申請地から西側の約23,000㎡について、〇〇さんが購入された土地でございます。全てが整地された土地ではなく、半分ほどに柑橘類の苗が植え付けられている状態です。引き続き、重機を入れられて復旧されるものだと思います。

議 長： この〇〇は、地元には担当者が居るのか。

事務局： 一応、事務所の方を南大隅支所ということで、〇〇の方に設置されております。正式にはお伺いしておりませんが、管理人としまして、〇〇さんのお名前が挙がっているところではあります。〇〇の登記簿にも名前の記載もありませんが、事務局でお聞きしているのは、その方が管理をされているということです。

8番： はい。

議 長： 田淵委員どうぞ。

8番： 事務局からも〇〇さんの名前を聞いておりましたので、本人に聞いたところ、現場代理人というか管理ですね、葉かけなどを頼まれているというだけで、今回の件に関しては、本人も分かっていなかったようでした。

議 長： 他にございませんか。

議 長： 新しい入植者ですので、育てていかなければならないでしょう。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： それでは採決いたします。議案第87号、受付番号2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第87号、受付番号2番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第88号、非農地証明願いに係る証明についてを議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 8ページをお開きください。今月の非農地証明願いに係る証明の申請は1件でございます。議案書をもとに説明いたします。

(議案第88号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

2番： はい。

議長： 富田委員どうぞ。

2番： 2番、富田です。8月21日に会長、徳留委員、持留推進委員、事務局で現地調査を行いました。現地は、写真を見られて分かるように〇〇のすぐ横の土地で、25、26年前から〇〇が始まりまして、〇〇で立ち退きになったことから、そのままの状態にしていたわけですが、〇〇が草払い等をして駐車場に使っておられます。立ち退きの前まで、ここには住宅が建っていたので、宅地かと思っていまして地目上は畑であったということです。そのため、非農地証明が出されたところです。現在は〇〇の駐車場として使われており、本人も畑に戻す意思もないことと、周辺も宅地化が進んでいることから、非農地として農地以外の活用があるのではないかと考えられ、今申請は妥当ではないかと思われまます。審議をよろしく申し上げます。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

事務局： はい。

会長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。本日お配りしました資料の4ページから6ページをお開きください。

(昭和50年の航空写真と現況航空写真により説明)

議長： ご意見ございませんか。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第88号、受付番号1番について非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第85号、受付番号1番は非農地として証明することに決定いたします。

議長： 次に議案第89号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 12 ページの議案第 89 号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 89 号 議案書にもとづいて農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議長： これより、質疑に入ります。

ご意見等ございませんか。推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思えます。

8 番： はい。

議長： 田淵委員どうぞ。

8 番： 8 番、田淵ですが、受付番号 1 番の借受者が植え付ける〇〇とは何ですか。

事務局： 以前も南日本新聞に掲載されておりましたが、青汁などの材料になると記載されておりました。

富田： はい。

議長： 富田委員どうぞ。

富田： 以前、この借受者が私のところに来られて、〇〇を見せてほしいとのことで、案内をしたところ。現地を一緒に見て回った際に、霜が降りないところを是非借りたい、と。出来れば、7~8ha、10ha ほど植えたい。とのことだったので、ずっと回ったところでした。霜が降りないとなれば、ここより南にいかねば見つからないと伝えました。その際、〇〇は霜に弱いことをおっしゃっていました。健康食品でどんどん出荷することでした。ただ、借受人については、いろんなところでトラブルも聞いており、その辺りも〇〇に話しをしておいたところ。

10 番： はい。

議長： 徳留委員どうぞ。

10 番： 徳留ですが、霜に弱いと先ほど言われたわけですが、契約期間が 1 年となっていますが、試験的に借りられることですかね。

2 番： そうではないようで、あちこち借りられてはいるようです。〇〇の〇〇にも植えられていたようですが、寒気が厳しいため、だんだん下ってきているようです。

10 番： これは、連絡先などは分かるのですか。

事務局： はい。

議 長： ○○として、そのようなことであれば、我々も注視していかなければならないが、遊休農地が増加する地域であれば、有効な作物になることも考えられますし、将来性のある作物なのかもしれません。○○地区の上の方には遊休農地がありますが、作物が良ければその辺りにも紹介できるでしょうが、そこは慎重に行かなければならないでしょう。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

会 長： よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第 89 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長： 全員賛成ですので、議案第 89 号は計画のとおり決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、推進委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

事務局： よろしいですか。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： ①あっせん申出について  
②行事予定について

事務局： 引き続きよろしいでしょうか。

議 長： どうぞ。

事務局： 昨年、委員の皆様にお願いしまして農家の方にアンケート調査を実施していただいておりますが、30 年度分の結果がまとまりましたので、ご説明させていただきます。

(平成 30 年度農業経営に関するアンケート調査結果について説明)

事務局： この後、閉会後に勉強会として経済課より事業説明（人・農地プラン関係）がありますので、よろしくをお願いします。

議 長： 皆様方から何かございませんか。

10 番： はい。

議 長： 徳留委員。

10番： 最近、〇〇一带では人家の近くまでイノシシが出没して困っているという話を聞きます。

事務局： 今年是非常に多く、捕獲頭数が非常に伸びております。経済課でも様々な補助事業がありますが、抜本的に考えなければならぬところです。集落ぐるみで取り組んでいるところは、事業を活用されていることありますので、実施隊や猟友会という手もありますが、自らが餌場を作らないことや収穫残しをしないなど基本のところを励行していただくこと、昨年も研修会を実施したわけですが、対策としては補助金の活用や自分たちの集落ぐるみで意識を変えていくことも大事ではないかと考えます。ただ、個体数が多くなっていますので、抜本的方法は検討していきたいです。

12番： はい。

議長： 横原委員。

12番： 実施隊の立場から言いますと、課長が言われるとおりの、凄いい頭数になっています。これだけ、子供を産んだ年はないのではないかとというぐらいです。これが、全て成体になったらと思うと恐ろしいものがあります。それと農家が自衛策をされていないことが問題です。何も対策をせずにイノシシが出たからと行政や実施隊に連絡されますが、自分たちで何らかの対策を講じてから連絡をしていただきたいと思います。行政も各集落に箱罠を貸し出していますが、入る集落と入らない集落とあります。入る集落は、誰かが定期的に餌を入れるなど管理をしているところは入ります。入らないところは、年中餌が入っていない状態です。そういうところに限って実施隊の方に連絡が来ます。農家の方々も自分たちで気を付けて、有害対策をしていただかなければ、行政頼みでは策はないと思います。箱罠を設置する場合も、その周辺で何を食べているのかを確認してから、餌を入れなければ意味はないと思います。

議長： 有害鳥獣対策については、集落の皆さんで話し合いながら、対策を考えなければならない時期は過ぎていると思いますが、そのような話し合いは必要なのかなと思いますので、行政頼りではなく、自ら守ることも考えなければならぬと思います。やはり、経験されたから指導を受けないと、罠を仕掛けるだけ餌を入れるだけじゃなく、その辺を少し勉強しなければ、素人では難しいのではと思います。

議長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、令和元年8月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員